

## 資料目次

- 資料1. 日本の犬、猫、人（65歳以上、15歳未満）の数の推移
- 資料2. ペット関連総市場 市場規模推移と予測
- 資料3. 愛玩動物看護師法の公布について記載された官報（抜粋）
- 資料4. 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要
- 資料5. 一般社団法人日本動物保健看護系大学協会加盟大学一覧
- 資料6. ヤマザキ学園の沿革
- 資料7. 動物診療施設の推移状況について
- 資料8. 動物看護師統一認定試験 認定校一覧（専門学校）
- 資料9. 日本獣医師会・獣医師会活動指針
- 資料10. 第2回世界獣医師会－世界医師会“**One Health**”に関する国際会議  
「福岡宣言」について
- 資料11. 狂犬病予防法
- 資料12. ヤマザキ動物看護大学（旧ヤマザキ学園大学）就職状況の報告
- 資料 13-1. ヤマザキ動物看護大学大学院カリキュラムツリー
- 資料 13-2. ヤマザキ動物看護大学大学院カリキュラムマップ
- 資料 13-3. 養成する人材像・3つのポリシー（DP・CP・AP）の関係
- 資料 14-1. 基本合意書
- 資料 14-2. ER 八王子動物高度医療救急救命センタープレスリリース
- 資料 14-3. ER 八王子動物高度医療救急救命センター開設告知
- 資料 14-4. ER 八王子動物高度医療救急救命センター主要医療機器一覧
- 資料15. 動物看護学研究科動物看護学専攻ディプロマ・ポリシー（DP）と各科目の  
関係表
- 資料16. ナンバリングについて

資料17. 学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程

資料18. ヤマザキ動物看護大学大学院履修モデル

資料19. ヤマザキ動物看護大学大学院 修了までのスケジュール

資料 20-1. ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針

資料 20-2. ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針

資料21. ヤマザキ動物看護大学履修モデル（長期履修（3年間）を希望する社会人学生）

資料22. 大学院生共同研究室の見取り図

資料23. 新規購入研究機器備品一覧

資料24. ヤマザキ動物看護大学大学院 時間割（案）

資料25. 新規購入図書・学術雑誌・電子ジャーナル等

資料26. 基礎となる学部の科目と大学院の科目との関連図

1 (書類等の題名)

日本の犬、猫、人 (65 歳以上、15 歳未満) の数の推移 (資料 1)

2 (出典)

犬・猫の頭数 : 一般財団法人ペットフード協会

人口 : 総務省統計局

3 (引用範囲)

犬・猫の頭数 : 「全国犬猫飼育実態調査 2014 年～2019 年」 (一般財団法人ペットフード協会)  
<https://petfood.or.jp/data/index.html>

人口 : 「日本の統計 2019」 (総務省統計局)

4 (その他の説明)

- ・犬・猫の頭数を棒グラフ、65 歳以上人口及び 15 歳未満の人口を線グラフとして 2010 年から 2017 年の推移を示した。

1 (書類等の題名)

ペット関連総市場 市場規模推移と予測 (資料2)

2 (出典)

株式会社矢野経済研究所

3 (引用範囲)

「ペットビジネスマーケティング総覧 2020 年版」(株式会社矢野経済研究所) (15 ページ)

4 (その他の説明)

- ・15 ページの図表【ペット関連総市場 市場規模推移と予測】を明確に示すため、掲載されている数値を使用して図表ソフトで棒グラフを作成した。なお、数値は加工せず、そのまま使用した。



愛玩動物看護師法をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十号

愛玩動物看護師法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 免許(第三条―第二十八条)
- 第三章 試験(第二十九条―第三十九条)
- 第四章 業務等(第四十条―第四十三条)
- 第五章 罰則(第四十四条―第四十八条)

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第十七条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であつて、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 愛玩動物看護師にならうとする者は、愛玩動物看護師国家試験(以下「試験」という。)に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許(第三十一条第三号を除き、以下「免許」という。)を受けなければならない。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(愛玩動物看護師名簿)

第五条 農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによって行う。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、農林水産大臣及び環境大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(愛玩動物看護師名簿の訂正)

第八条 愛玩動物看護師は、愛玩動物看護師名簿に登録された免許に関する事項に変更があつたときは、三十日以内に、当該事項の変更を農林水産大臣及び環境大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)

第九条 愛玩動物看護師が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

(登録の消除)

第十条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許がその効力を失つたときは、愛玩動物看護師名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 愛玩動物看護師免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているときと認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。



（農林水産大臣及び環境大臣による登録事務の実施等）  
 第二十六条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第二十二条の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部を停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（公示）

第二十七条 農林水産大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二条第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第二十二條の規定による許可をしたとき。
- 三 第二十三條の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行った登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（農林水産省令・環境省令への委任）

第二十八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、愛玩動物看護師名簿の登録、訂正及び消除、愛玩動物看護師免許証又は愛玩動物看護師免許証明書交付、書換交付及び再交付、第二十六条第二項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第三章 試験

（試験）

第二十九条 試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第三十条 試験は、毎年一回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。

（受験資格）

第三十一条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者
- 二 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、三年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者
- 三 外国の第二条第二項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

（試験の無効等）

第三十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。

（受験手数料）

第三十三条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第三十四条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、試験事務を行うとする者の申請により行う。

（指定試験機関の愛玩動物看護師試験委員）

第三十五条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を愛玩動物看護師試験委員（次項及び第三項並びに次条並びに第三十八条において読み替えて準用する第三十二条第二項及び第三十七条において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、農林水産大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも同様とする。

第三十六条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（受験の停止等）

第三十七条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十二条及び第三十三条第一項の規定の適用については、第三十二条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第三十七条第一項」と、第三十三条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十三条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（準用）

第三十八条 第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十四条第二項の申請」と、第十三条第二項中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む）」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第十七条中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む）」と、第二十三条第二項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第三十五条」と、第二十四条第一項及び第二十七条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

（試験の細目等）

第三十九条 この章に規定するもののほか、試験科目、第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第四章 業務等

（業務）

第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。



## 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

### 改正の背景

- ・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定  
特に以下については必要な検討を行うことを規定
- ①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）    ②マイクロチップの装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化  
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

### 主な改正内容

#### 1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

#### 2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示  
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

#### 3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
  - ・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ  
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円  
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

#### 4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

#### 5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

#### 6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目的に必要措置を講ずる検討条項

## 一般社団法人日本動物保健看護系大学協会加盟大学一覧

は東京都に設置されている大学院

No.	大学					動物看護を養成する学部・学科を基礎にした大学院					備考		
	都道府県	大学名	学部名	学科	学位	都道府県	課程	研究科名	専攻名	学位		入学定員	取寄定員
1	北海道	酪農学園大学	獣医学部	獣医保健看護学類	学士(獣医保健看護学)	北海道	修士課程	獣医学研究科	獣医保健看護学専攻	修士(獣医保健看護学)	3	6	2
2	千葉県	千葉科学大学	危機管理学部	動物危機管理学科	学士(危機管理)	千葉県	修士課程	危機管理学研究科	危機管理学専攻	修士(危機管理学)	5	10	8
3	東京都	帝京科学大学	生命環境学部	アニマルサイエンス学科	学士(理学)	山梨県	修士課程	理工学研究科	アニマルサイエンス専攻	修士(アニマルサイエンス)	15	30	不明
4	東京都	日本獣医生命科学大学	獣医学部	獣医保健看護学科	学士(獣医保健看護学)	東京都	博士前期課程	獣医学研究科	獣医保健看護学専攻	修士(獣医保健看護学)	5	10	11
5	山口県	東亜大学	医療学部	医療工学科	学士(医療工学)	山口県	博士前期課程	総合学術研究科	医療科学専攻	修士(医療科学)	8	16	1
6	東京都	ヤマザキ動物看護大学	動物看護学部	動物看護学科	学士(動物看護学)								
7	岡山県	倉敷芸術科学大学	生命科学部	動物生命科学科	学士(動物生命科学)								
8	宮崎県	九州保健福祉大学	薬学部	動物生命薬科学科	学士(動物生命薬科学)								
-										合計	36	72	22

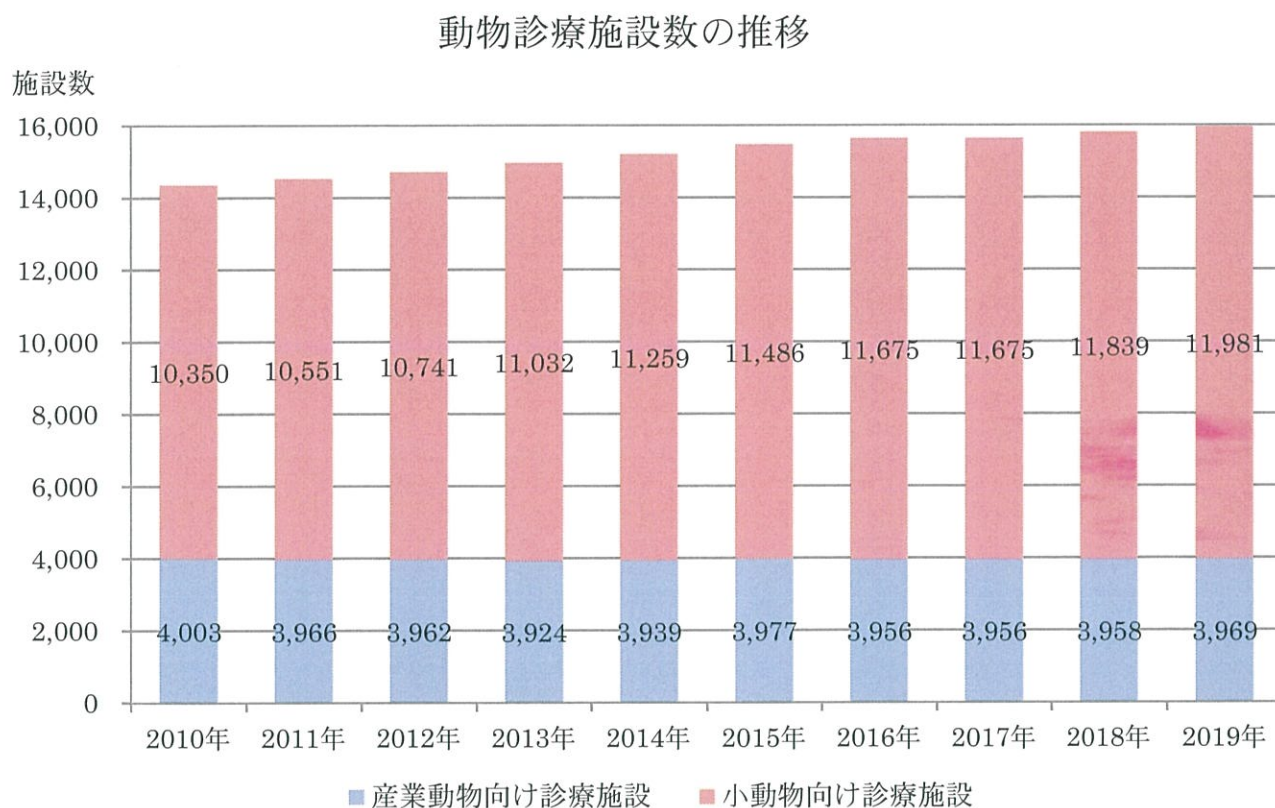
※在籍者数は令和元年5月1日現在



## ヤマザキ学園の沿革

西暦	昭和/平成	内容
1967	S42	シブヤ・スクール・オブ・ドッグ・グルーミング開設
1970	45	シブヤカレッジ（2年制）新設
1983	58	ヤマザキカレッジ付属日本動物看護学院 動物看護専攻科（1年制）新設
1985	60	日本動物看護学院（3年制）改編 日本ドッグ・グルーミング学院（2年制）改編
1986	61	日本動物保育学院（2年制）新設
1989	H1	アニマル・ヘルス・テクノロジーコース（3年制）、 ペット・スペシャリスト・コース（2年制）改正
1990	2	創始者 山崎 良壽逝去 山崎 薫理事長・学長就任
1991	3	アニマル・ヘルス・テクノロジーコース（3年制）に統一・改編
1994	6	学校法人認可、専修学校日本動物学院認可
1995	7	専修学校日本動物学院開校
2004	16	ヤマザキ動物看護短期大学（3年制）開学 ヤマザキ動物専門学校校名変更
2010	22	ヤマザキ学園大学開学
2012	24	ヤマザキ動物看護短期大学閉学
2018	30	ヤマザキ動物看護大学校名変更
2019	31	ヤマザキ動物看護専門職短期大学（3年制）開学

## 動物診療施設の推移状況について



参考資料：農林水産省統計情報 飼育動物診療施設の開設届出状況（診療施設数）

## 動物看護師統一認定試験 認定校一覧（専門学校）（2020年1月27日現在）

No	法人名	学校名	学科・コース名	都道府県
1	学校法人工藤学園	愛犬美容看護専門学校	動物看護科	北海道
2	学校法人伊藤学園	秋田情報ビジネス専門学校	ペットビジネス科動物看護コース	秋田県
3	学校法人IPC学園	愛知ペット専門学校	動物看護科	愛知県
4	学校法人佐山学園	アジア動物専門学校	動物総合学科 ペテリナリーテクニシャンコース	茨城県
5	学校法人穴吹学園	穴吹動物専門学校	動物看護総合学科（動物総合学科） 動物健康管理学科 動物看護師専攻（動物看護学科）	広島県
6	学校法人穴吹学園	専門学校穴吹動物看護カレッジ	動物看護総合学科 動物衛生看護学科	香川県
7	学校法人日本環境科学学院	専門学校アニマルインターカレッジ	動物看護専修学科 動物看護コース 動物看護研究学科 動物看護コース	宮城県
8	学校法人高橋学園	エス・ワン動物専門学校	動物看護学科	北海道
9	学校法人コミュニケーションアート	大阪ECO動物海洋専門学校	動物看護師専攻 動物看護福祉&理学療法専攻	大阪府
10	学校法人則天学園	大阪動物海洋専門学校	動物飼育看護学科 動物看護コース	大阪府
11	学校法人立志舎	大阪動物専門学校	動物管理学科 動物看護コース	大阪府
12	学校法人立志舎	大阪動物専門学校 天王寺校	動物管理学科 動物看護コース	大阪府
13	学校法人Adachi学園	大阪ビジネスカレッジ専門学校	ペットビジネス学科 動物看護師専攻	大阪府
14	学校法人宮崎学園	大阪ベビィ動物看護専門学校	動物看護学科 動物看護福祉学科 動物看護総合学科	大阪府
15	学校法人MGL学園	太田動物専門学校	ペットビジネス学科 動物看護コース	群馬県
16	学校法人シモノノ学園	大宮国際動物専門学校	動物看護・栄養学科 動物看護・エキゾチックペット学科	埼玉県
17	学校法人加計学園	岡山理科大学専門学校	動物看護学科 動物医療コース 動物看護学科 高度看護医療・臨床検査コース	岡山県
18	学校法人KBC学園	沖縄ペットワールド専門学校	動物看護美容コース 動物看護専攻（2年制） 動物看護美容コース 動物看護専攻（3年制）	沖縄県
19	学校法人河原学園	河原アイペットワールド専門学校	動物看護・栄養管理学科	愛媛県
20	学校法人安達学園	専門学校九州スクール・オブ・ビジネス	動物看護学科 動物看護専攻 動物看護学科 トレーナー&動物看護専攻	福岡県
21	学校法人昭徳学園	九州動物学院	動物看護学科	熊本県
22	学校法人南都学園	京都動物専門学校	動物看護師コース	京都府
23	学校法人HAC学園	群馬動物専門学校	動物総合学科・動物看護師コース	群馬県
24	学校法人経専学園	経専北海道どうぶつ専門学校	ペットプロデュース学科 動物看護師科	北海道
25	学校法人日米学院	高知ペットビジネス専門学校	環境ペット学科 動物看護コース	高知県
26	学校法人神戸学園	神戸動物環境専門学校	1年次スモールアニマルコース、2年次動物看護師ゼミ選択の者 1年次ドッグスペシャリストコース、2年次動物看護師ゼミ選択の者	兵庫県
27	学校法人野上学園	神戸ブレイメン動物専門学校	総合コース 動物看護コース	兵庫県
28	学校法人シモノノ学園	国際動物専門学校	動物看護・理学療法学科 動物看護・栄養学科	東京都
29	学校法人国際総合学園	国際ペットワールド専門学校	動物看護師・栄養学科 動物看護師・美容学科	新潟県
30	学校法人国際ビジネス学院	国際ペット専門学校 金沢	ペット総合学科 動物看護コース イオンペット社員養成学科 動物看護コース	石川県
31	学校法人国際ビジネス学院	国際ペット専門学校 福井	ペット総合学科 動物看護コース	福井県
32	学校法人TBC学院	国際ペット総合専門学校	動物看護師学科 ペットスペシャリスト学科	栃木県
33	学校法人高村育英会	国際ペットビジネス専門学校 熱海校	ペットビジネス学科	静岡県
34	学校法人湘央学園	湘央生命科学技術専門学校	応用生物科学科 動物看護コース	神奈川県
35	学校法人滋慶文化学園	仙台ECO動物海洋専門学校	動物・ペット学科 動物看護師専攻	宮城県
36	学校法人菅原学園	仙台総合ペット専門学校	動物衛生看護科	宮城県
37	学校法人秋田学園	専門学校セントラルトリミングアカデミー	動物美容・管理学科 動物看護師コース	愛知県
38	学校法人スカイ中村学園	スカイ総合ペット専門学校	動物看護科	千葉県
39	学校法人MGL学園	高岡動物専門学校	ペットビジネス学科 動物看護コース	群馬県
40	学校法人中村学園	専門学校ちば愛犬動物フラワー学園	動物看護科	千葉県
41	学校法人中央総合学園	中央動物看護専門学校	国際動物看護学科	群馬県
42	学校法人中央工学校	中央動物専門学校	動物看護科 動物看護研究科 動物共生研究科 動物共生総合科	東京都
43	学校法人つくば化学学園	つくば国際ペット専門学校	動物看護福祉コース	茨城県
44	学校法人滋慶学園	東京コミュニケーションアート専門学校	エコ・コミュニケーション科 動物看護福祉&理学療法専攻 エコ・コミュニケーション科 動物看護師専攻	東京都
45	学校法人野上学園	東京ブレイメン動物専門学校	ペットビジネス学科総合コース ペットビジネス学科動物看護コース	東京都



No	法人名	学校名	学科・コース名	都道府県
46	学校法人孔明学園	東北愛犬専門学校	動物看護学科	宮城県
47	学校法人仙都学園	専門学校東北動物看護学院	動物看護総合学科	宮城県
48	学校法人滋慶コミュニケーションアート	名古屋ECO動物海洋専門学校	動物看護師専攻	愛知県
49	学校法人Adachi学園	専門学校名古屋スクールオブビジネス	ペットビジネス学科 動物看護師コース	愛知県
50	学校法人立志舎中央	名古屋動物専門学校	動物看護コース	愛知県
51	学校法人立志舎	日本動物専門学校	動物管理学科 動物看護コース	東京都
52	学校法人立志舎	専門学校日本動物21	動物管理学科 動物看護コース	東京都
53	学校法人安達文化学園	専門学校ビジョナリーアーツ（東京校）	ペット学科 動物看護専攻 ペット学科 動物理学療法専攻	東京都
54	学校法人英数学園	広島アニマルケア専門学校	動物看護学科・動物看護コース（2年制） 動物看護学科・動物看護コース（3年制）	広島県
55	学校法人大原学園	福井ペット&旅行ホテル専門学校	動物看護コース	福井県
56	学校法人滋慶文化学園	福岡ECO動物海洋専門学校	エコ・コミュニケーション科 ドッグマスター専攻 エコ・コミュニケーション科 動物看護師専攻 エコ・コミュニケーション科 動物看護福祉&理学療法専攻	福岡県
57	学校法人野上学園	ブレイメン動物専門学校	ペットビジネス学科 総合コース ペットビジネス学科 動物看護コース	徳島県
58	学校法人滋慶学園	北海道エコ・動物自然専門学校	動物看護・ペット学科 動物看護師専攻	北海道
59	学校法人北海道安達学園	北海道どうぶつ・医療専門学校	ペット学科動物看護専攻	北海道
60	学校法人宮崎総合学院	宮崎ペットワールド専門学校	動物看護師学科 動物看護師コース	宮崎県
61	学校法人未来学舎	専門学校未来ビジネスカレッジ	動物看護師学科	長野県
62	学校法人龍潭学館	盛岡ペットワールド専門学校	動物看護師科 ペットマスター科	岩手県
63	学校法人ヤマザキ学園	ヤマザキ動物専門学校	動物看護・美容学科 動物看護・美容・トレーニング科（動物看護学科）	東京都
64	学校法人吉田学園	吉田学園動物看護専門学校	動物看護学科	北海道
65	学校法人爽青会	専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー	動物看護師科（2年制） 動物看護師科（3年制）	静岡県
66	学校法人京都中央学院	YIC京都ペット総合専門学校	動物看護科	京都府
67	学校法人YIC学院	YICビジネスアート専門学校	ペット総合学科 動物看護コース	山口県
68	学校法人福岡安達学園	専門学校福岡ビジョナリーアーツ	動物看護専攻 動物理学療法専攻	福岡県





## 日本獣医師会・獣医師会活動指針

### － 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

#### 【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

1 (書類等の題名)

第2回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議「福岡宣言」について(資料10)

2 (出典)

日本獣医師会

3 (引用範囲)

「日本獣医師会雑誌 Vol.72 No.7 2019」(日本獣医師会)(ivページ)

4 (その他の説明)

特になし



# 狂犬病予防法

昭和二十五年法律第二百四十七号  
 狂犬病予防法

目次

- [第一章 総則（第一条—第三条）](#)
- [第二章 通常措置（第四条—第七条）](#)
- [第三章 狂犬病発生時の措置（第八条—第十九条）](#)
- [第四章 補則（第二十条—第二十五条の三）](#)
- [第五章 罰則（第二十六条—第二十八条）](#)

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。

一 犬

二 猫その他の動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びひる（次項において「牛等」という。）を除く。）であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部（前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。）を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（狂犬病予防員）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

（登録）

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に付けておかななければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に關して必要な事項は、政令で定める。

（予防注射）

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に付けておかななければならない。

（抑留）

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入つた場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

9 第七項の通知を受け取つた後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取るができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

（輸出入検査）

第七条 何人も、検査を受けた犬等（犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。）でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検査に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検査に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

### 第三章 狂犬病発生時の措置

#### （届出義務）

第八条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

#### （隔離義務）

第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

#### （公示及びけい留命令等）

第十条 都道府県知事は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。）が発生したと認めるときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

#### （殺害禁止）

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

#### （死体の引渡し）

第十二条 第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

#### （検診及び予防注射）

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬のせいで検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

#### （病性鑑定のための措置）

第十四条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。

#### （移動の制限）

第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

#### （交通のしや断又は制限）

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通をしや断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。

#### （集合施設の禁止）

第十七条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

#### （けい留されていない犬の抑留）

第十八条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2 前項の場合には、第六条第二項から第十項までの規定を準用する。

#### （けい留されていない犬の薬殺）

第十八条の二 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

#### （厚生労働大臣の指示）

第十九条 厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

### 第四章 補則

#### （公務員等の協力）

第二十条 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

#### （抑留所の設置）

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を收容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

#### 第二十二条 削除

#### （費用負担区分）

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

##### 第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検査に要する費用（輸出入検査中の犬等の飼養管理費を除く。）

##### 第二 犬等の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録の手續に要する費用



- 二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用
- 三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用
- 四 第七条の規定による輸出入検査中の犬等の飼養管理費
- 五 第八条の規定による届出に要する費用
- 六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

(政令で定める市又は特別区)

第二十五条 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第八条第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定については、この限りでない。

(不服申立て)

第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が前条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第二十五条の三 第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

#### 第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して検査を受けない犬等（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。）を輸出し、又は輸入した者
- 二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者
- 三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して犬（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
- 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
- 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
- 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
- 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
- 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者
- 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
- 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者
- 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者

第二十八条 第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

#### 附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 （昭和二十八年八月一五法律第二一三号） 抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

#### 附 則 （昭和二十九年四月三〇日法律第八〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、この法律による改正前の第六条第四項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により所有者に対する通知が行われ、又は同条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の公示期間が満了した犬の処分については、この法律による改正後の第六条第九項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則 （昭和三十七年九月一五法律第一六一号） 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四二年八月一日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年五月一日法律第三八号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月二五日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条、第十一条並びに附則第五項及び第八項 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

5 第五条の規定による改正前の狂犬病予防法第五条第二項の規定により交付された注射済票は、第五条の規定による改正後の狂犬病予防法第五条第二項の規定により交付された注射済票とみなす。

9 この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年五月三〇日法律第五八号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月二五日法律第四七号)

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条の規定 昭和六十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成六年一月一日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第七条及び附則第六条の規定 平成七年四月一日

(狂犬病予防法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第七条の規定の施行の際現に犬を所有している者について同条の規定による改正後の狂犬病予防法第四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)」とあるのは、「平成七年四月一日(同日において生後九十日以内の犬を所有している場合にあつては、生後九十日を経過した日)」とする。

(罰則に関する経過措置)



第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一〇年五月八日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年一〇月二日法律第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（従前の例による事務等に関する経過措置）

第六十九条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項、第七十八條第一項並びに第八十七條第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権（以下この条において「事務等」という。）については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

（新地方自治法第五十六条第四項の適用の特例）

第七十条 第六十六條の規定による改正後の厚生省設置法第十四條の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であって、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八条の事務を処理するための都道府県の機関（社会保険関係事務を取り扱うものに限る。）の位置と同一の位置に設けられるもの（地方社会保険事務局にあっては、都道府県庁の置かれている市（特別区を含む。）に設けられるものに限る。）については、新地方自治法第五十六條第四項の規定は、適用しない。

（社会保険関係地方事務官に関する経過措置）

第七十一条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員（厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第五十八條において「社会保険関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。

（地方社会保険医療協議会に関する経過措置）

第七十二条 第六十九條の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

（準備行為）

第七十三条 第二百條の規定による改正後の国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百條の規定の施行前においても行うことができる。

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百九條から第五十一条まで、第五十七條、第五十八條、第六十五條、第六十八條、第七十條、第七十二條、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第八十三條、第八十八條、第九十五條、第二百一十一條、第二百八條、第二百四條、第二百九條から第二百一十一條まで、第二百九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜法第二十條、齒科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六條第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

（厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置）

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項（同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項（同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法百條第一項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十二條又は柔



道整備師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二條若しくは第二十三條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二項（同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第百條第一項、水道法第三十九條第一項若しくは第二項、国民年金法第百六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第二項若しくは第七十二條第二項又は柔道整備師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

（国等の事務）

第百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一條 施行日前にされたこの条に定める処分等であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八條、第五十一條及び第百八十四條の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二條 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附 則（平成一七年五月一八日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定（「並びに第二十四条」を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定（「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第三条の規定並びに次条並びに附則第八条（「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第十二條及び第十三條の規定 平成十八年四月一日

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）



第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

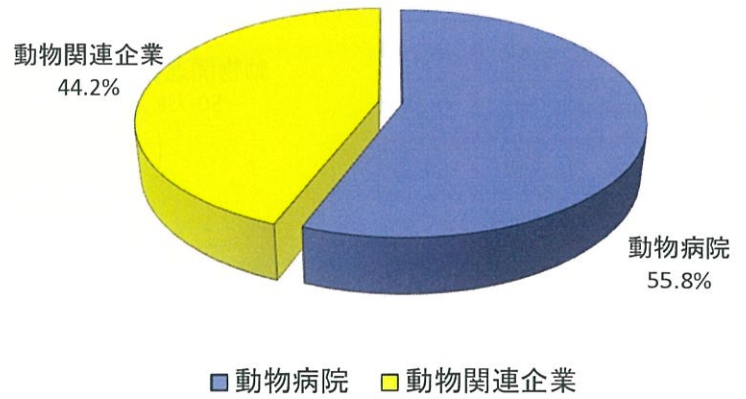
（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(1) 平成25年度(2014年3月卒) ヤマザキ学園大学 就職状況の報告  
(現ヤマザキ動物看護大学)

## ●就職先内訳

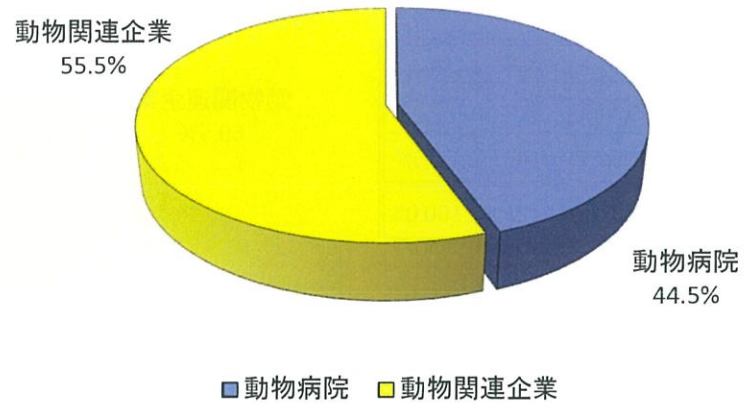
	職種	人数	割合
	動物病院	72	55.8%
	動物関連企業	57	44.2%
※	就職者数	129	100.0%



(2) 平成26年度(2015年3月卒) ヤマザキ学園大学 就職状況の報告  
(現ヤマザキ動物看護大学)

## ●就職先内訳

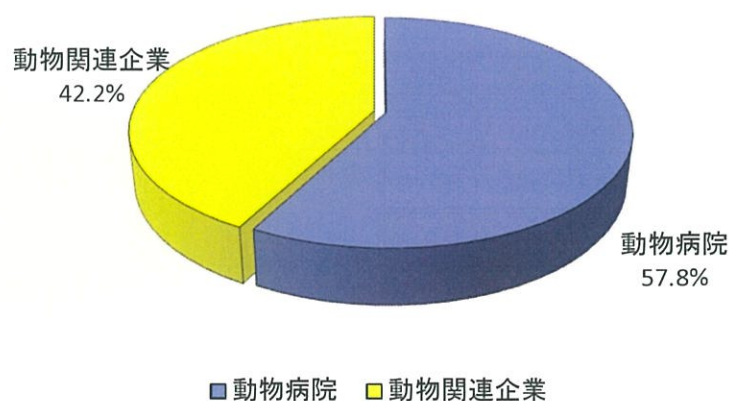
	職種	人数	割合
	動物病院	57	44.5%
	動物関連企業	71	55.5%
※	就職者数	128	100.0%



(3) 平成27年度(2016年3月卒) ヤマザキ学園大学 就職状況の報告  
(現ヤマザキ動物看護大学)

## ●就職先内訳

	職種	人数	割合
	動物病院	89	57.8%
	動物関連企業	65	42.2%
※	就職者数	154	100.0%

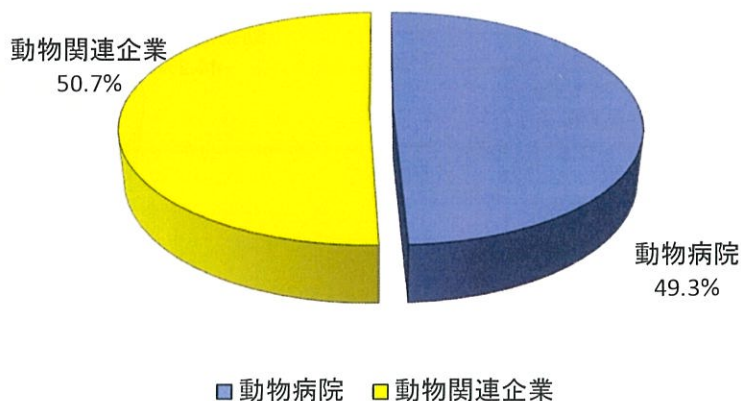


(4) 平成28年度(2017年3月) ヤマザキ学園大学 就職状況の報告

(現ヤマザキ動物看護大学)

●就職先内訳

	職種	人数	割合
	動物病院	73	49.3%
	動物関連企業	75	50.7%
※	就職者数	148	100.0%

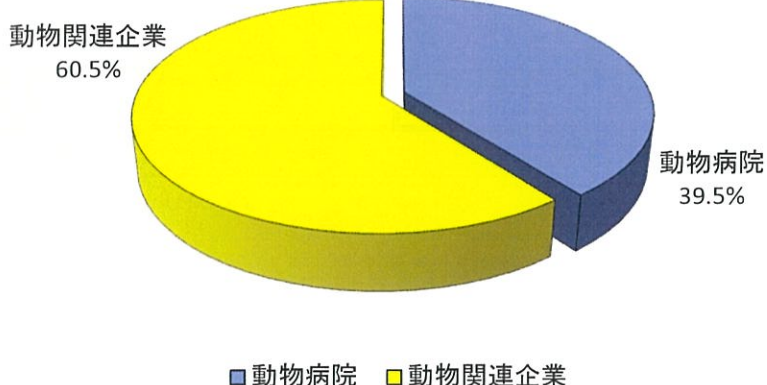


(5) 平成29年度(2018年3月) ヤマザキ学園大学 就職状況の報告

(現ヤマザキ動物看護大学)

●就職先内訳

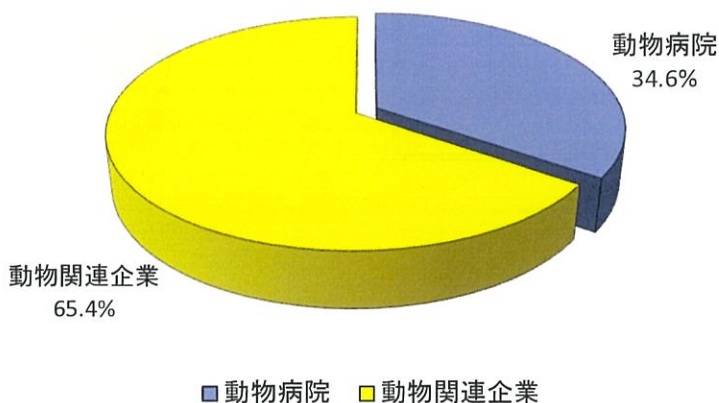
	職種	人数	割合
	動物病院	51	39.5%
	動物関連企業	78	60.5%
※	就職者数	129	100.0%



(6) 平成30年度(2019年3月) ヤマザキ動物看護大学 就職状況の報告

●就職先内訳

	職種	人数	割合
	動物病院	44	34.6%
	動物関連企業	83	65.4%
※	就職者数	127	100.0%

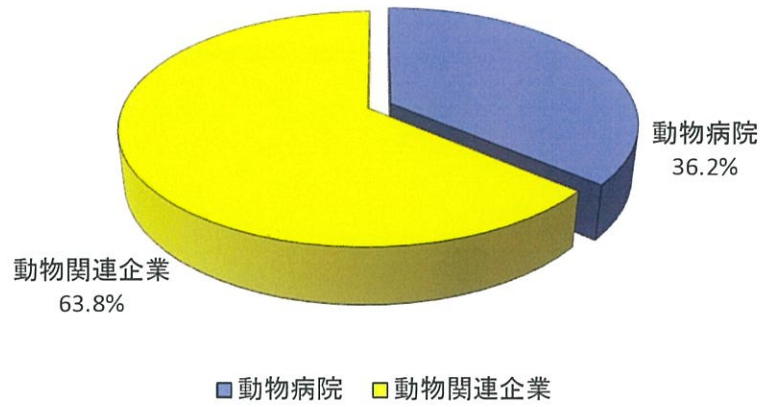


(7) 令和元年度(2020年3月) ヤマザキ動物看護大学 就職状況の報告

令和2年3月10日現在

●内定先内訳

	職種	人数	割合
	動物病院	38	36.2%
	動物関連企業	67	63.8%
※	就職者数	105	100.0%



※ 就職者数はヤマザキ動物看護大学の就職支援課に届いた求人から、就職支援課が学生との間に入り、就職まで取りまとめた者です。個人で就職活動した者はありません。

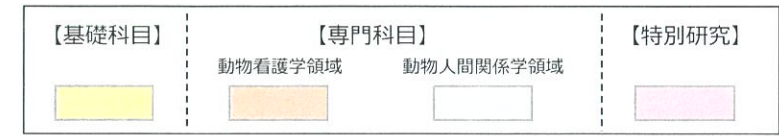
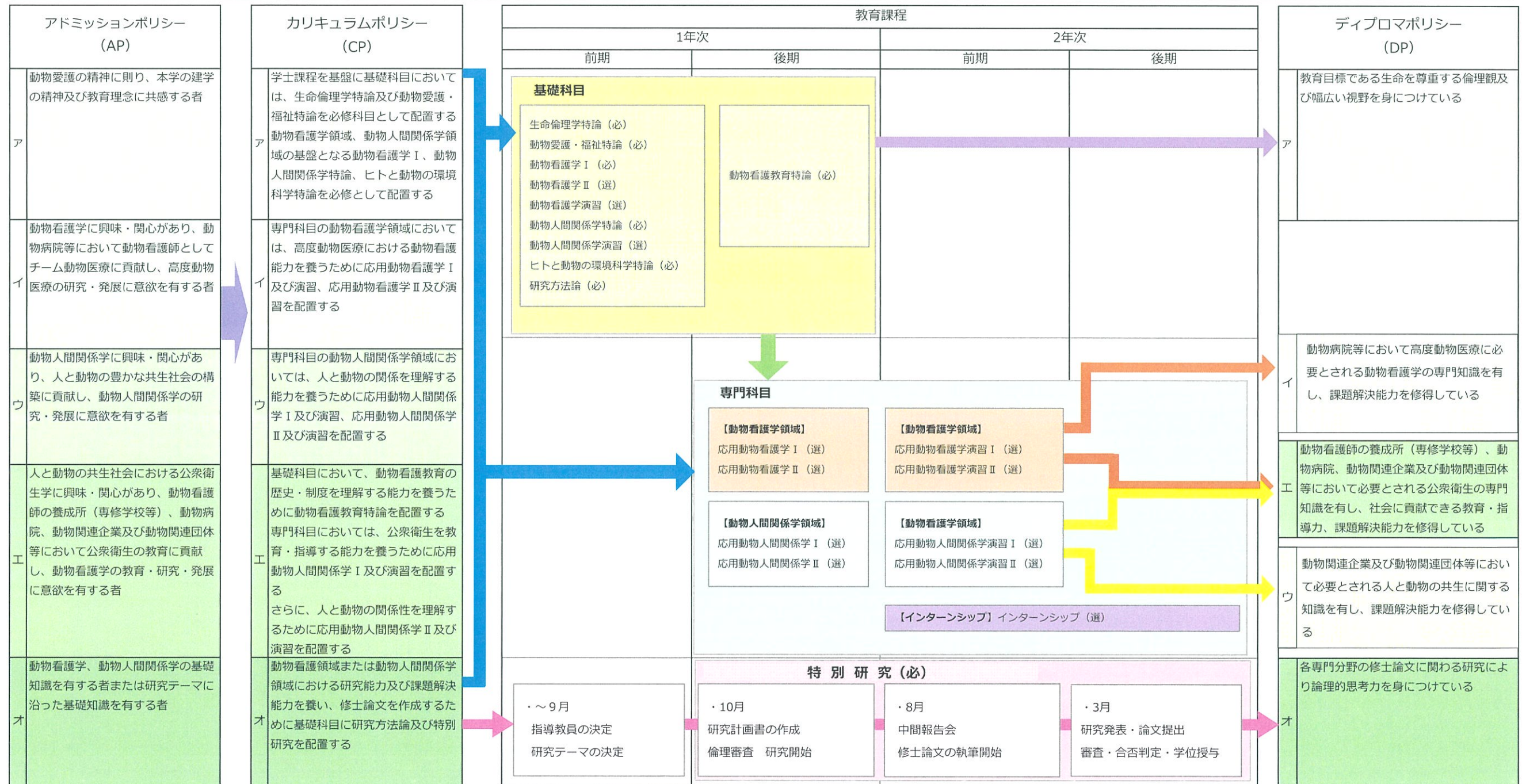


ヤマザキ動物看護大学大学院カリキュラムツリー

<建学の精神> 「生命への畏敬」「職業人としての自立」  
 <教育理念> 「生命（いのち）を生きる」

【養成する人材像】  
 ア 建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材  
 イ 動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材  
 ウ 動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材  
 エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材  
 オ 研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材

<教育研究上の理念及び目的>  
 ア 教育研究上の理念は、生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をもった豊かな人間教育を行うことである  
 イ 本研究科は、法制化された動物看護師がチーム動物医療において果たす役割に鑑み、動物看護学に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする  
 ウ 本研究科は、人と動物の豊かな共生社会を構築するため、人と動物の関係に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする  
 エ 本研究科は、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献するため、学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする  
 オ 本研究科は、ペット関連産業界（動物医療を含む）の発展のために、動物看護学及び動物人間関係学の研究を深く追求し、2領域の指導者を養成することを目的とする





## ヤマザキ動物看護大学大学院カリキュラムマップ

	Dア	Dイ	Dウ	Dエ	Dオ
2年後期		521-I インターンシップ (必)			621-R 特別研究 (必)
2年前期		521-I インターンシップ (選) 224-S 応用動物看護学演習II (選) 223-S 応用動物看護学演習I (選)	324-S 応用動物人間関係学演習II (選) 323-S 応用動物人間関係学演習I (選)	324-S 応用動物人間関係学演習II (選) 323-S 応用動物人間関係学演習I (選) 224-S 応用動物看護学演習II (選) 223-S 応用動物看護学演習I (選)	621-R 特別研究 (必)
1年後期		222-L 応用動物看護学II (選) 221-L 応用動物看護学I (選)	322-L 応用動物人間関係学II (選) 321-L 応用動物人間関係学I (選)	412-L 動物看護教育特論 (必) 322-L 応用動物人間関係学II (選) 321-L 応用動物人間関係学I (選) 222-L 応用動物看護学II (選) 221-L 応用動物看護学I (選)	621-R 特別研究 (必)
1年前期	112-L 動物愛護・福祉特論 (必) 111-L 生命倫理学特論 (必)	213-S 動物看護学演習 (選) 212-L 動物看護学II (選) 211-L 動物看護学I (必)	313-L ヒトと動物の環境科学特 (必) 312-S 動物人間関係学演習 (選) 311-L 動物人間関係学特論 (必)		611-L 研究方法論 (必)

注：斜体は重複する科目



## 養成する人材像・3つのポリシー（DP・CP・AP）の関係

### 〔教育研究上の理念及び目的〕

- ア 教育研究上の理念は、生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をもった豊かな人間教育を行うことである
- イ 本研究科は、法制化された動物看護師がチーム動物医療において果たす役割に鑑み、動物看護学に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする
- ウ 本研究科は、人と動物の豊かな共生社会を構築するため、人と動物の関係に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする
- エ 本研究科は、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献するため、学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする
- オ 本研究科は、ペット関連産業界（動物医療を含む）の発展のために、動物看護学及び動物人間関係学の研究を深く追求し、2 領域の指導者を養成することを目的とする

	養成する人材像	DP	CP	AP
ア	建学の精神と教育理念に則り、生命を尊重する倫理観を備え、社会に貢献する人材	教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている	学士課程を基盤に基礎科目においては、生命倫理学特論及び動物愛護・福祉特論を必修科目として配置する 動物看護学領域、動物人間関係学領域の基盤となる動物看護学Ⅰ、動物人間関係学特論、ヒトと動物の環境科学特論を必修として配置する	動物愛護の精神に則り、本学の建学の精神及び教育理念に共感する者
イ	動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材	動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している	専門科目の動物看護学領域においては、高度動物医療における動物看護能力を養うために応用動物看護学Ⅰ及び演習、応用動物看護学Ⅱ及び演習を配置する	動物看護学に興味・関心があり、動物病院等において動物看護師としてチーム動物医療に貢献し、高度動物医療の研究・発展に意欲を有する者
ウ	動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材	動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している	専門科目の動物人間関係学領域においては、人と動物の関係を理解する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習、応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する	動物人間関係学に興味・関心があり、人と動物の豊かな共生社会の構築に貢献し、動物人間関係学の研究・発展に意欲を有する者
エ	動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材	動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している	基礎科目において、動物看護教育の歴史・制度を理解する能力を養うために動物看護教育特論を配置する 専門科目においては、公衆衛生を教育・指導する能力を養うために応用動物人間関係学Ⅰ及び演習を配置する さらに、人と動物の関係を理解するために応用動物人間関係学Ⅱ及び演習を配置する	人と動物の共生社会における公衆衛生学に興味・関心があり、動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において公衆衛生の教育に貢献し、動物看護学の教育・研究・発展に意欲を有する者
オ	研究により身につけた論理的思考力をもって、発展するペット関連産業界（動物医療含む）に貢献する人材	各専門分野の修士論文に関わる研究により論理的思考力を身につけている	動物看護領域または動物人間関係学領域における研究能力及び課題解決能力を養い、修士論文を作成するために基礎科目に研究方法論及び特別研究を配置する	動物看護学、動物人間関係学の基礎知識を有する者または研究テーマに沿った基礎知識を有する者

1 (書類等の題名)

基本合意書 (資料 14-1)

2 (出典)

株式会社ヤマザキ教育サポート及び株式会社アニマルメディカ

3 (引用範囲)

「基本合意書」(株式会社ヤマザキ教育サポート及び株式会社アニマルメディカ) (1 ページ)

4 (その他の説明)

- ・株式会社教育サポートと株式会社アニマルメディカの間で締結された動物救急センター施設の建設及び動物救急センターの運営に関する基本的事項の合意書であり、その1 ページ目を抜粋し資料とした。



1 (書類等の題名)

ER 八王子動物高度医療救急救命センタープレスリリース (資料 14-2)

2 (出典)

株式会社アニマルメディカ

3 (引用範囲)

「八王子エリアの動物医療環境を整備 ヤマザキ動物看護大学構内に動物医療センターを開設  
します」(株式会社アニマルメディカ)

4 (その他の説明)

特になし



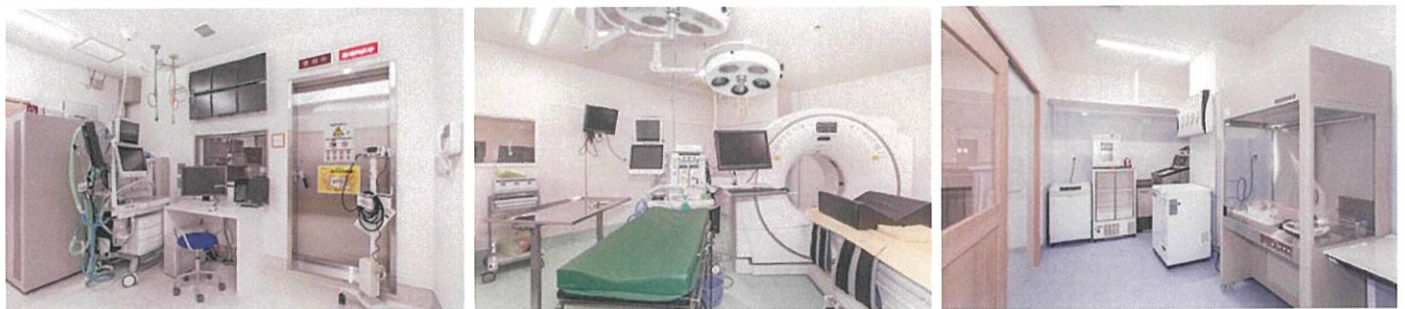
2020年4月

# 本学構内に動物医療センターが開設

## [ER] 動物医療センター八王子・動物高度救命救急センター

ホームドクターと連携し高度な動物医療を提供する二次診療施設

本学教員の共同研究の場や学生の研修先として活用予定



画像はイメージです。



人とコンパニオンアニマルの豊かな共生社会を探究する本学では、犬の一時お預かり施設「デイケアガーデン」に続き、愛犬家が集う「ドッグカフェ」をキャンパス内にオープンし、地域に根差した教育環境を整備してきました。

さらに来春、ホームドクターと連携して二次診療及び夜間診療を行う動物病院 **[ER] 動物救急センター八王子・動物高度救命救急センター** (運営：株式会社アニマルメディカ) が南大沢キャンパス内に開院予定となっており、動物看護を学ぶ上でより良い教育環境が整います。

1 (書類等の題名)

ER 八王子動物高度医療救急救命センター主要医療機器一覧 (資料 14-4)

2 (出典)

株式会社アニマルメディカ

3 (引用範囲)

「ER 八王子動物高度医療救急救命センター主要医療機器一覧」(株式会社アニマルメディカ)

4 (その他の説明)

特になし

【ヤマザキ動物看護大学大学院】  
動物看護学専攻カリキュラムとディプロマ・ポリシー（DP）の関係

動物看護学研究科動物看護学専攻ディプロマ・ポリシー（DP）と各科目の関係表

- ア 教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野を身につけている
- イ 動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している
- ウ 動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる、人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している
- エ 動物看護師の養成所（専修学校等）、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を修得している
- オ 各専門分野の修士論文に関わる研究により論理的思考力を身につけている

科目区分	1年次			2年次			ディプロマ・ポリシー（DP） （◎=強く関連、○=関連、△=やや関連）				
	前期	後期	単位数	前期	後期	単位数	ア	イ	ウ	エ	オ
基礎科目	生命倫理学特論		1				◎	△	○		△
	動物愛護・福祉特論		2				◎	△	○		△
	動物看護学Ⅰ		2				△	◎	△		○
	動物看護学Ⅱ		②				△	◎	△		○
	動物看護学演習		①				△	◎	△		○
	動物人間関係学特論		2				△		◎		○
	動物人間関係学演習		①				△		◎		○
	ヒトと動物の環境科学特論		2				△		○		◎
	動物看護教育特論		1						○		◎
	研究方法論		1								○
小計(10科目)		14				0					
専門科目	応用動物看護学Ⅰ		②				△	◎	△		○
	応用動物看護学Ⅱ		②				△	◎	△		○
	応用動物看護学Ⅲ		②				△	◎	△		○
	応用動物看護学演習Ⅰ		①				△	◎	△		○
	応用動物看護学演習Ⅱ		①				△	◎	△		○
	応用動物人間関係学Ⅰ		②				△		○		○
	応用動物人間関係学Ⅱ		②				△		○		○
	応用動物人間関係学演習Ⅰ		①				△		○		○
	応用動物人間関係学演習Ⅱ		①				△		○		○
	応用動物人間関係学演習Ⅲ		①				△		○		○
小計(4科目)		0				0					
小計(20科目)		14				10					
特別研究				特別研究		10	○	◎	◎	◎	◎
合計(20科目)		14				11					

※単位数のうち、選択科目は○数字で示す。

## 【ヤマザキ動物看護大学院】ナンバリングについて

## I 『ヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科 ナンバリング』の基本形式及び規則

ヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科のナンバリングの基本形式及び規則は次の通りである。

ナンバリングは、4桁の英数字を用いて整備する。

1桁目は、体系的な学修のための科目分類とし、「1：動物看護学研究科の基盤科目、2：動物看護学領域の科目、3：動物人間関係学領域の科目、4：その他の科目、5：インターンシップ科目、6：研究科目」とする。

2桁目は、段階的な学修のための科目区分とし、「1：基礎科目 2：専門科目」とする。

3桁目は、段階的な学修のための履修順とし、「1～9」とする。

4桁目は、授業形態とし、「L：講義、S：演習、I：インターンシップ、R：研究」とする。

(表1) ナンバリングの規則

	名 称	説 明
1桁目	科目分類	1：動物看護学研究科の基盤となる授業科目 2：動物看護学分野（基礎科目）、動物看護学領域（専門科目）の授業科目 3：動物人間関係学分野（基礎科目）、動物人間関係学領域（専門科目）の授業科目 4：その他の科目 5：インターンシップ科目 6：研究科目
2桁目	レベル	1：基礎科目 2：専門科目
3桁目	履修順	1～9で採番
4桁目	授業形態	L：Lecture（講義） S：Seminar（演習） I：Internship（インターンシップ） R：Research（研究）

上記規則に則り、本大学院のナンバリングは表2のとおりとなる。

(表2) 動物看護学研究科動物看護学専攻の授業科目とナンバリング

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修	選択	ナンバリング	
基礎科目	生命倫理学特論	1前	1	○		111-L	
	動物愛護・福祉特論	1前	2	○		112-L	
	動物看護学Ⅰ	1前	2	○		211-L	
	動物看護学Ⅱ	1前	2		○	212-L	
	動物看護学演習	1前	1		○	213-S	
	動物人間関係学特論	1前	2	○		311-L	
	動物人間関係学演習	1前	1		○	312-S	
	ヒトと動物の環境科学特論	1前	2	○		313-L	
	動物看護教育特論	1後	1	○		412-L	
	研究方法論	1前	1	○		611-L	
専門科目	動物看護領域	応用動物看護学Ⅰ	1後	2		○	221-L
		応用動物看護学演習Ⅰ	2前	1		○	223-S
		応用動物看護学Ⅱ	1後	2		○	222-L
		応用動物看護学演習Ⅱ	2前	1		○	224-S
	動物人間関係領域	応用動物人間関係学Ⅰ	1後	2		○	321-L
		応用動物人間関係学演習Ⅰ	2前	1		○	323-S
		応用動物人間関係学Ⅱ	1後	2		○	322-L
		応用動物人間関係学演習Ⅱ	2前	1		○	324-S
インターンシップ	インターンシップ	2通	1		○	521-I	
特別研究	特別研究	1後～ 2通	10	○		621-R	

以上

1 (書類等の題名)

学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程 (資料 17)

2 (出典)

学校法人ヤマザキ学園

3 (引用範囲)

「学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程」(学校法人ヤマザキ学園)

4 (その他の説明)

特になし



## ヤマザキ動物看護大学大学院履修モデル

## 履修モデル①

養成する人材像:イ(動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材)

DP:イ(動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力を修得している)

想定される進路:高度動物医療サービスを提供する動物病院等

科目区分	授業科目の名称	ナンバリング	配当年次	単位数	
				必修	選択
基礎科目	生命倫理学特論	111-L	1前	1	
	動物愛護・福祉特論	112-L	1前	2	
	動物看護学Ⅰ	211-L	1前	2	
	動物看護学Ⅱ	212-L	1前		2
	動物看護学演習	213-S	1前		
	動物人間関係学特論	311-L	1前	2	
	動物人間関係学演習	312-S	1前		
	ヒトと動物の環境科学特論	313-L	1前	2	
	動物看護教育特論	412-L	1後	1	
	研究方法論	611-L	1前	1	
	小計	—	—	11	2
専門科目	応用動物看護学Ⅰ	221-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅰ	223-S	2前		1
	応用動物看護学Ⅱ	222-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅱ	224-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅰ	321-L	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅰ	323-S	2前		
	応用動物人間関係学Ⅱ	322-L	1後		
	応用動物人間関係学演習Ⅱ	324-S	2前		
	インターンシップ	521-I	2通		1
小計	—	—	0	9	
特別研究	特別研究	621-R	1後～2通	10	
	小計	—	—	10	0
合計				21	11
				32	

:養成する人材像に特に関係する授業科目



## 履修モデル②

養成する人材像:ウ(動物関連企業及び動物関連団体等に従事し、人と動物の共生に関する研究・発展に貢献する人材)

DP:ウ(動物関連企業及び動物関連団体等において必要とされる人と動物の共生に関する知識を有し、課題解決能力を修得している)

想定される進路:動物関連企業、ペットフード協会、日本ペット用品工業会等の動物関連団体等

科目区分	授業科目の名称	ナンバリング	配当年次	単位数	
				必修	選択
基礎科目	生命倫理学特論	111-L	1前	1	
	動物愛護・福祉特論	112-L	1前	2	
	動物看護学Ⅰ	211-L	1前	2	
	動物看護学Ⅱ	212-L	1前		2
	動物看護学演習	213-S	1前	/	
	動物人間関係学特論	311-L	1前	2	
	動物人間関係学演習	312-S	1前		1
	ヒトと動物の環境科学特論	313-L	1前	2	
	動物看護教育特論	412-L	1後	1	
	研究方法論	611-L	1前	1	
小計	—	—	11	3	
専門科目	応用動物看護学Ⅰ	221-L	1後	/	
	応用動物看護学演習Ⅰ	223-S	2前	/	
	応用動物看護学Ⅱ	222-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅱ	224-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅰ	321-L	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅰ	323-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅱ	322-L	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅱ	324-S	2前		1
	インターンシップ	521-I	2通	/	
小計	—	—	0	9	
特別研究	特別研究	621-R	1後～2通	10	
	小計	—	—	10	0
合計				21	12
				33	

:養成する人材像に特に関係する授業科目

### 履修モデル③

養成する人材像:エ(動物看護師の養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等に  
従事し、公衆衛生の教育・指導に貢献する人材)

DP:エ(動物看護師の養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業及び動物関連団体等において  
必要とされる公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を  
修得している)

想定される進路:動物看護師養成所(専修学校等)、動物病院、動物関連企業、動物関連団体等

科目区分	授業科目の名称	ナンバリング	配当年次	単位数	
				必修	選択
基礎科目	生命倫理学特論	111-L	1前	1	
	動物愛護・福祉特論	112-L	1前	2	
	動物看護学Ⅰ	211-L	1前	2	
	動物看護学Ⅱ	212-L	1前		2
	動物看護学演習	213-S	1前		1
	動物人間関係学特論	311-L	1前	2	
	動物人間関係学演習	312-S	1前		
	ヒトと動物の環境科学特論	313-L	1前	2	
	動物看護教育特論	412-L	1後	1	
	研究方法論	611-L	1前	1	
小計	—	—	11	3	
専門科目	応用動物看護学Ⅰ	221-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅰ	223-S	2前		
	応用動物看護学Ⅱ	222-L	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅱ	224-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅰ	321-L	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅰ	323-S	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅱ	322-L	1後		
	応用動物人間関係学演習Ⅱ	324-S	2前		
	インターンシップ	521-I	2通		1
小計	—	—	0	9	
特別研究	特別研究	621-R	1後～2通	10	
	小計	—	—	10	0
合計				21	12
				33	

:養成する人材像に特に関係する授業科目

## ヤマザキ動物看護大学大学院 修了までのスケジュール

(標準モデル)

	時期	項目	内容
1 年 次	~9月	・指導教員の決定	学生本人と個別面談を実施し、学生が希望する指導教員及び研究内容の確認を行う。1年次後期開始前の研究科委員会において研究指導教員と必要に応じて副研究指導教員を決定する。
		・研究テーマの選定及び決定	指導教員の専門性を考慮し、指導教員は学生と面談を実施、学生の希望を尊重し、研究課題を決定する。 ⇒研究科委員会に研究テーマを報告する。
	10月	・研究課題の検討	指導教員は、論文執筆に必要な資料、文献、データについて指導する。 学生は、文献講読等によって、探求したい問題や現象が研究課題となりうるか検討し、研究の背景を把握する。
		・研究方法の検討	1) 概念の枠組み構成と仮設の検討 2) 研究デザインの検討 3) データ収集方法の検討
		・研究計画書の作成	検討した研究課題、研究方法を踏まえて、研究計画書を作成する。
		・倫理審査	機関、施設の基準に基づき、倫理審査委員会の審査を受ける。
	10~3月	・調査、データ収集	指導教員の指導のもと、データ収集・整理、分析、研究デザインに応じたデータ作成を行う。
2 年 次	4~8月	・調査・データ収集	
	8月	・中間報告会	学生及び本研究科の専任教員で執り行う。 学生は、これまでの研究経過を発表し、研究科委員会は、研究経過の課題や問題点について学生に通知する。 指導教員は、指摘された課題や問題点を踏まえ、学生に研修指導を行う。  中間報告会で得られた指摘や助言を踏まえ、データの分析等を進めながら、指導教員のもと、修士論文を作成する。
	3月	・研究発表会	研究科委員会は、研究発表会において指摘された問題点について、学生に助言する。また、指導教員は、研究科委員会から指摘された問題点について学生に研究指導を行う。 学生は、研究発表会においての質疑や意見を踏まえ、修士論文の完成度を高め修士論文を研究科長に提出する。
	3月	・修士論文提出 ・修士論文審査 ・修士論文の合否判定 ・修士課程修了の合否判定 ・学位授与	



## ○ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針

平成24年10月1日

制定

## I 人を対象とした研究倫理指針（規程・倫理的配慮）

研究活動を行うときにはさまざまな人や組織と関係するが、相手によって配慮すべき内容は異なる。以下の項目では、共同研究者、研究補助者、指導学生、研究報告書の読者、研究者や研究対象者が所属する集団・組織など、それぞれの立場の違いを考慮する必要がある。以下に、研究の計画段階から、研究の遂行、研究の終了、研究成果の公表、そして研究終了後の管理まで、時間経過に沿って、研究一般に共通する倫理上の指針を示す。

## 1 基本的指針

- ① 研究に際して、研究対象者又は関係者の心身に不必要な負担を掛け、又は苦痛若しくは不利益をもたらすことを行ってはならない。
- ② その研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの記録保持や厳正な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を行ってはならない。
- ③ 事例又は研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、研究対象者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。研究終了後も、同様とする。
- ④ 他者の知的成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交え、相互の名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

## 2 研究計画の倫理的配慮

研究を計画する段階においては、研究の意義、研究対象者の選定、研究方法の選択、研究期間や研究を行う場所の設定、研究成果の公表の方法、研究のメリットとデメリットのバランスなどを明確に記述し、研究上さまざまな面に起こりうる事態を想定し、予防・対処する手だてを事前に講じておく。

## 3 委員会の承認

研究責任者は、原則として、研究の実施に先立ち、委員会に具体的な研究計画（様式1号、様式2号）を示し承認を受けなければならない。

ただし、卒業論文における研究については、指導教員が委員会の承認が必要と判断した場合及びその研究成果の学外への発表（発表予定も含め）の場合を除き、原則として、承認を必要としないこととする。

## 4 研究対象者の心身の安全、人権の尊重

研究責任者は、研究対象者の心身の安全に責任をもたなければならない。研究に協力することによって心身の問題や対人関係上の問題が研究対象者に生じないように真摯に対処する必要がある。また、年齢、性別、人種、信条、社会的立場などの属性にかかわらず研究対象者の人権を尊重しなければならない。

#### 5 インフォームド・コンセント

研究責任者は、研究対象者に対し、研究目的・方法及び研究成果の公表方法、研究終了後の対応について研究を開始する前に十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。説明を行う際には、研究に関して誤解が生じないように努め、研究対象者が自由意思で研究協力を決定できるよう配慮する。

研究への協力を同意した場合でも、対象者は不利益を受けることなく研究の途中で協力を取りやめる権利を有することを説明する。（断り書：同上）

#### 6 代諾者が必要なインフォームド・コンセント

子ども、障害や疾患を有する人、外国人など、認知・言語能力上の問題や文化的背景の違いなどのために、通常の説明方法では研究内容の理解を得られたと判断できない研究対象者の場合には、理解を得るために最善を尽くす必要がある。自由意思による研究協力の判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

#### 7 事前に全情報が開示できない場合の事後の説明の必要性

研究計画上、事前に研究対象者に対して研究内容の全情報が開示できない場合には、原則として、事後に情報を開示し、また、開示しなかった理由などを十分に説明し、誤解が残らないようにする。

#### 8 研究計画の変更に伴う手続

研究を遂行する過程において、なんらかの理由で研究計画の変更が必要になった場合には、原則として、その変更内容を研究対象者にも説明し、研究開始時に行われたインフォームド・コンセントと同様のやり方で、研究協力を継続するかどうかを確認する。

#### 9 研究対象者及び施設への研究協力、許可の依頼

研究対象者及び施設（責任者）などに対しては、研究目的、内容と依頼事項を具体的に記載し、許可を得る。

#### 10 適切な情報収集の手段

研究対象者に関する情報を収集する場合、研究責任者はその手段が研究対象者に不利益をもたらすことはないかどうか、事前の吟味を怠ってはならない。質問紙調査やインタビュー

ューにおける質問項目、実験やフィールドにおける観察項目などを作成する際には、研究者の観点からだけでなく研究対象者の観点からも、それらの項目が内容的にまた形式的に適切であるかどうかを検討する必要がある。

#### 11 個人情報の収集と保護

研究責任者が収集できる個人情報は、研究目的との関係で必要なもののみであり、収集する個人情報の量や範囲をむやみに広げてはならない。個人情報とその入手目的、利用方法に関しては、インフォームド・コンセントの手続によって研究対象者から同意を得ておく。また、知り得た個人情報は、研究対象者の関係者や所属する集団・組織に漏えいすることがないように保護・管理を厳重に行わなければならない。資料には個人名などは記載せず、符号化する。

公開する資料は、研究目的以外には使用せず、臨床研究がチームで行われる場合には、個人情報はそのチーム内で共有されることがあるが、チーム外の第三者には開示しない。なお、研究対象者の個人情報は、研究上の必要性が消失した場合には、速やかに裁断する。

#### 12 研究データの管理

研究で得られたデータは、紛失、漏えい、取り違えなどを防ぐために、厳重に保管し管理しなければならない。紙媒体による研究データの保管には施錠できる場所を利用し、電子媒体による保管の場合にはアクセスできる者を限定するなどの工夫を施す。管理者の異動に際しても、研究データとともに管理責任が滞りなく委譲されるようなシステムを構築しておく。

#### 13 研究成果公表時の個人情報の保護

研究責任者は、研究成果を公表する場合には、研究対象者や周囲の人々、あるいは団体・組織名が特定できる情報は匿名化するなどの工夫を行い、プライバシーには最大限の配慮をする。たとえ直接の研究対象者が実名の公表を許可ないし要請した場合でも、関係者全体に与える影響を慎重に考慮して表現を工夫する。公表した後、不利益を生じる事態が生じた場合には、速やかに対処する。

#### 14 研究終了後の情報開示と問い合わせへの対応

研究責任者は、研究が終了した後も、たとえ追跡調査などの計画がない場合でも、研究対象者からの情報開示の要求や問い合わせには誠実に対応する。

#### 15 研究資金の適切な運用

研究責任者は、補助金（助成金）などを運用して研究や実践活動を行う際、補助金の運用規程がある場合にはそれに従い、不正に使用してはならない。研究や実践活動において



は、特定の個人・団体の利益や価値観にかかわらず、研究者は学術的中立性を保ち、事実  
に即した正確な結果を報告する義務がある。

## II 改廃

この研究倫理指針の改正及び廃止は、研究委員会及び教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附則：この研究倫理指針は、平成24年10月1日から施行する。

附則：この研究倫理指針は、平成27年5月18日から施行する。

附則：この研究倫理指針は、平成28年4月1日から施行する。

附則：この研究倫理指針は、平成28年6月13日から施行する。

附 則（平成30年7月13日研究委員会承認、平成30年9月18日教授会承認）

この指針は、平成30年4月1日から改正施行する。

様式1号

平成 年 月 日

研究委員長 殿

研究代表者 氏名

㊦

「人を対象とする研究倫理審査」申請書

私は「ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針」を熟読した上で、以下のとおり審査を申請致します。

研究題目（仮題可） （個人研究/共同研究： いずれかに○）	個人研究・共同研究（学内研究者のみ）・共同研究（含学外研究者）
研究代表者（所属機関）	
研究構成員（所属機関） （共同研究のみ要記載）	
研究目的	
研究意義	
研究手法 （別添可）	
研究対象 （別添可）	
研究概要 （別添可）	
期待される成果	

審査委員記入欄	審査終了: 年 月 日	
	修正意見等	
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本研究計画は、ヤマザキ動物看護大学「人を対象とした研究倫理指針」に適合する。 (条件: ) <input type="checkbox"/> 本研究計画は、ヤマザキ動物看護大学「人を対象とした研究倫理指針」に適合しない。 (理由: )	
	署名 印	署名 印
研究委員長承認欄	承認: 年 月 日	
	本研究計画を承認します。  研究委員長 印	



様式2号

「人を対象とする研究倫理審査」に関するチェックシート

本チェックシートにより、「研究委員会」による人を対象とした研究倫理審査が必要となるか否かを、自己判断していただくことができます。

以下の質問に、「はい」または「いいえ」でお答えください。

研究者氏名
所 属
研究課題名

<危険性>

1. 精神的・身体的の別に関わらず、研究対象者自身に、何らかの危険または不利益が生じると予想される。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 研究対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3. 運動・訓練の実施や、食事・睡眠・その他行為の制限、物理的刺激的の供与等を行なうことにより、研究対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える身体的な痛みを与える、または我慢や不便を強いる可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や、雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与えたり、あるいは何らかの差別を受けたりするおそれのある情報の収集など、研究対象者に潜在的に不利益となる可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5. 精神的・身体的の別に関わらず、授業において、日常生活の範囲を超える危険や苦痛、不利益を与える可能性のある実験や調査等に学生を参加させるものである。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<インフォームド・コンセント>

6. 研究対象者に研究課題・目的・方法・研究参加の取り止めなどに関して説明を行い、本人のインフォームド・コンセントが得られている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7. 研究への協力は本人の自由意思に基づくものである。 研究対象者が障害(知的・精神・身体・その他)のある人や未成年者であって、本人の意思を確認できない場合、保護者や代理人の許可を得られている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

様式2号

8. 収集された情報は、当該研究での使用に関する明確な同意が得られている(ただし、法律に基づいて実施された調査のデータや、既に匿名化された情報を利用する場合にはその限りでは無い)。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

<プライバシー問題>

9. 個人情報に関する守秘義務を保つための配慮が十分なされており、個人情報の管理・保管が万全の体制で配慮されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10. 研究結果は研究会・学会・学術雑誌などで公表することがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<虚偽の研究方法>

11. 一時的であれ研究対象者をだますものではない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
----------------------------	--

<利益相反>

12. 研究対象者および/もしくはそれ以外の関係者(研究対象者の家族・遺族、研究成果の読者、関連団体等)との間に明らかに事前に予測される利益相反はない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

<報酬>

13. 金銭的誘因(交通費及び調査に要した時間に対する合理的な費用弁償を除く)を研究対象者等に支払うものではない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

<手続き>

14. 例えば、以下の外部機関などより、研究倫理審査を受けることを要請されている。 ・ 研究資金提供先(科学研究費等の公的研究費、民間団体他) ・ 発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

⇒ 申請される場合は、申請書にこのチェックシートを添付してください。

注：上記のうち、一つでも「はい」(1～5. 及び14.)または、「いいえ」(6～13.)があれば、研究委員会の審査を受けることを勧めます。

## ○ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針

平成30年9月18日

制定

## (目的)

第1条 この指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、ヤマザキ動物看護大学（以下「本学」という。）における適正な動物実験等の実施を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 動物実験施設 実験動物の飼養・保管及び動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (4) 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び動物実験施設を管理する者をいう。
- (8) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (9) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

## (適用範囲)



第3条 この指針は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認する。

(学長の責務)

第4条 ヤマザキ動物看護大学長（以下「学長」という。）は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、動物実験施設の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第5条に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 委員会の役割及び構成等については、別に規定を定める。

(動物実験計画の立案)

第5条 動物実験責任者（以下「責任者」という。）は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案しなければならない。

(1) 動物実験等の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮し、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件の考慮

(4) 実験動物に苦痛を与えない実験方法の選択と苦痛の軽減措置

(5) 苦痛度の高い動物実験等又は致死的な動物実験等を行う場合は、人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定（動物実験計画等の申請・審査等）

第6条 動物実験責任者は、動物実験等に際し、所定の「動物実験計画書」（様式第1号）を実験開始予定日の1か月前までに学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該責任者に通知する。

3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じ、責任者に対し助言を与え、又は動物実験計画を修正させるなど、動物実験計画の承認に当たって必要な措置を講じることが

できるものとする。

- 4 責任者は、動物実験計画について、学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 5 責任者は、第2項で承認を得た動物実験計画を変更する場合は、所定の「動物実験計画変更申請書」（様式第2号）を学長に提出しなければならない。
- 6 学長は、第2項の規定により承認した動物実験計画について、必要に応じ、当該計画の実施状況等に関して委員会に諮り、委員会の助言を受けて当該計画の禁止又は中止を勧告することができる。
- 7 動物実験計画書は、年度ごとに提出する。

（動物実験等実施後の報告）

第7条 動物実験責任者は、動物実験等を終了又は中止したときは、所定の「動物実験計画（終了・中止）報告書」（様式第3号）を速やかに学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告内容を委員会に諮り、必要に応じ、委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。

（実験操作）

第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に則するとともに、特に次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
  - ③ 適切な術後管理
  - ④ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、安全のための適切な施設や設備を確保する必要があるため、本学では認めないこととする。
- (4) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実験動物の飼養及び保管）

第9条 実験動物の飼養及び保管は、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の

愛護の観点から適切に実施しなければならない。

(飼養保管マニュアルの作成と周知)

第10条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の導入)

第11条 管理者は、実験動物の導入にあたり、関係法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関から導入させなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第12条 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌給水を行うこと。

(2) 実験目的以外の傷害や疾病にかかることを予防する等、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い又は疾病にかかった場合にあつては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない安易で、適切な治療等を行うこと。

(3) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(実験動物の記録の保存及び報告)

第13条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類、数等について、学長に報告しなければならない。

(実験動物の譲渡等の際の情報提供)

第14条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(実験動物の輸送)

第15条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康



及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

(動物実験施設の設置)

第16条 動物実験施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の「動物実験施設設置承認申請書」（様式第4号）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の申請を委員会に審査を付議し、その結果を受け、当該設置の承認又は日承認を決定し、当該申請者へ通知するものとする。

3 前項で承認された動物実験施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(動物実験施設の要件)

第17条 動物実験施設は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等を有すること。

(2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼養設備を有すること。

(3) 床、内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する設置がとられていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

(7) 実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(動物実験施設の維持管理及び改善)

第18条 管理者は、動物実験施設の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(動物実験施設の廃止)

第19条 管理者は、動物実験施設を廃止する場合は、速やかに所定の「動物実験施設廃止届」（様式第5号）を学長に届け出なければならない。

2 管理者は、動物実験施設を廃止する場合は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(危害防止)

第20条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等について、あらかじめ定め、人に危害を加える等の恐れがある実験動物が動物実験施設外に逸走した場合には、速やかに関係

機関へ連絡しなければならない。

- 2 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等、並びにアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理者は、毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 4 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めなければならない。
- 5 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係ない者が実験動物等に接することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第21条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。

- 2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(教育訓練)

第23条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の事項に関する教育訓練を実施しなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本学の規程等
  - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
  - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
  - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない

ない。

(自己点検・評価及び検証)

第24条 学長は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検及び評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに管理者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第25条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管状況、自己点検・評価、検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度、適切な方法により公表するものとする。

(改廃)

第26条 この指針の改正及び廃止は、動物実験委員会及び教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則（平成30年7月2日動物実験委員会承認、平成30年9月18日教授会承認）

- 1 この指針は、平成30年4月1日から施行する。



ヤマザキ動物看護大学 動物実験計画書

ヤマザキ動物看護大学長様

新規  変更・年度更新

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題							
研究目的							
動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	部局名			職	動物実験の経験等	
	氏名 _____ email _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
動物実験実施者名 (フリガナ、選択項目を■)	_____ (_____) _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
実験実施期間	承認後 ~ 年 月				中止・終了等	年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設				実験室		
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考
使用動物							
研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)						
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)						

特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3		
	<input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A		
	<input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射線使用実験		
	<input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験		
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 試験・研究	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。
	<input type="checkbox"/> 2. 教育・訓練		<input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。
	<input type="checkbox"/> 3. その他		<input type="checkbox"/> 3. その他

想定される 苦痛の 카테고리 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。
	<input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い、またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	<input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
	<input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量経路を記入: )
	<input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。
	<input type="checkbox"/> 5. その他 (具体的に記入: )
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬剤名及びその投与量経路を記入: )
	<input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス
	<input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (具体的に記入: ) 法)
	<input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない (その理由を記入: )
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 外部業者に依頼
	<input type="checkbox"/> 2. その他 (具体的に記入: )
その他必要または 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)

動物実験委員会 記入欄	審査終了: 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> DNA 実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、ヤマザキ動物看護大学における動物実験規程等に適合しない。

学長承認欄	承認: 年 月 日
	本実験計画を承認します。  承認番号: 第 号  ヤマザキ動物看護大学学長

動物実験計画変更申請書

年 月 日

ヤマザキ動物看護大学長殿

所属  
動物実験責任者氏名

1. 研究課題

--

2. 動物実験実施者(実施者全員の氏名を記入。実施者多数の場合は、別紙を添付してください。)

所 属	職 名	氏 名

※R I・放射線実験を行う場合は、R I・放射線実験に従事する実施者氏名の前に\*を記入してください。

3. 承認期間:平成\_\_年\_\_月\_\_日 ~ 平成\_\_年\_\_月\_\_日

4. 実験の種類(該当する□を■にしてください。)

- 通常の動物実験,  感染実験,  発ガン・重金属実験,  R I・放射線実験  
 遺伝子組換え実験等→DNA 実験安全委員会(承認番号 )

変更がある場合のみ、以下の 5~8 に記入してください。

5. 動物実験責任者 : (新) \_\_\_\_\_ (旧) \_\_\_\_\_

6. 動物を飼養する場所: (新) \_\_\_\_\_ (承認番号 \_\_\_\_\_)

7. 動物実験を行う場所: (新) \_\_\_\_\_ (承認番号 \_\_\_\_\_)

8. 実験期間<sup>※</sup> : 終了予定 平成 年 月 日 (承認済みの開始日から5年以内)  
<sup>※</sup>使用匹数・実験内容に変更がない場合に限る。

動物実験計画(変更・更新)理由(書ききれない場合は、別紙を添付してください。)

--

□□□

上記以外の変更が必要な場合は、「動物実験計画書」(様式1)を提出してください。

□□□

動物実験倫理指針様式第3号

動物実験計画（終了・中止）報告書

平成 年 月 日

ヤマザキ動物看護大学長殿

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号 \_\_\_\_\_ の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので報告致します。

記

1. 実験（終了・中止）年月日 平成 年 月 日

2. 実験動物の処分年月日 平成 年 月 日

3. 備考



動物実験施設設置承認申請書

ヤマザキ動物看護大学長 殿

所属  
動物実験責任者氏名

ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針第16条に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 飼養保管施設 (施設) の名称	
2. 施設の管理体制	<p>&lt;動物実験責任者&gt; 所属 職名 氏名 連絡先</p> <p>&lt;実験動物管理者&gt; 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格: 経験年数:</p> <p>&lt;飼養者&gt; (人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格: 経験年数:</p>
3. 施設の概要	<p>1) 建物の構造: (例: 鉄筋コンクリート造)</p> <p>2) 空調設備: (例: 温度調節機、換気回線等)</p> <p>3) 飼養保管する実験動物種:</p> <p>4) 飼養保管設備 (飼育ケージ等) 規格: 最大収容数:</p> <p>5) 逃走防止策 (ケージの施設、前室の有無、窓や排水口の封鎖など)</p> <p>6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) 名称: ・ 規格:</p> <p>7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>

4. 特記事項 (例: 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号: 第 号 <div style="text-align: right;">ヤマザキ動物看護大学長</div>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

動物実験施設廃止届

年 月 日

ヤマザキ動物看護大学長 殿

所属  
動物実験責任者氏名

ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針第19条に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設（施設）または実験室の名称	設置承認番号（ ）
2. 管理者	所属 氏名 職名 連絡先
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置（施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	
8. 学長記入欄	ヤマザキ動物看護大学長

## ヤマザキ動物看護大学大学院履修モデル (長期履修(3年間)を希望する社会人学生)

※「養成する人材像：イ」の履修モデルと同じ科目を履修する場合

養成する人材像：イ(動物病院等に従事し、動物看護師として、高度動物医療の研究・発展に貢献する人材)

DP:イ(動物病院等において高度動物医療に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、  
課題解決能力を修得している)

想定される進路:高度動物医療サービスを提供する動物病院等

科目区分	授業科目の名称	ナンバリング	長期履修 配当年次	本来の 配当年次	単位数	
					必修	選択
基礎科目	生命倫理学特論	111-L	2前	1前	1	
	動物愛護・福祉特論	112-L	2前	1前	2	
	動物看護学Ⅰ	211-L	1前	1前	2	
	動物看護学Ⅱ	212-L	1前	1前		2
	動物看護学演習	213-S	—	1前	/	
	動物人間関係学特論	311-L	★3前	1前	2	
	動物人間関係学演習	312-S	—	1前	/	
	ヒトと動物の環境科学特論	313-L	2前	1前	2	
	動物看護教育特論	412-L	1後	1後	1	
	研究方法論	611-L	1前	1前	1	
	小計	—	—	—	11	2
専門科目	応用動物看護学Ⅰ	221-L	1後	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅰ	223-S	★3前	2前		1
	応用動物看護学Ⅱ	222-L	2後	1後		2
	応用動物看護学演習Ⅱ	224-S	★3前	2前		1
	応用動物人間関係学Ⅰ	321-L	2後	1後		2
	応用動物人間関係学演習Ⅰ	323-S	—	2前	/	
	応用動物人間関係学Ⅱ	322-L	—	1後	/	
	応用動物人間関係学演習Ⅱ	324-S	—	2前	/	
	インターンシップ	521-I		2通		1
小計	—	—	—	0	9	
特別研究	特別研究	621-R	★1後～3通	1後～2通	10	
	小計	—	—	—	10	0
合計					21	11
					32	

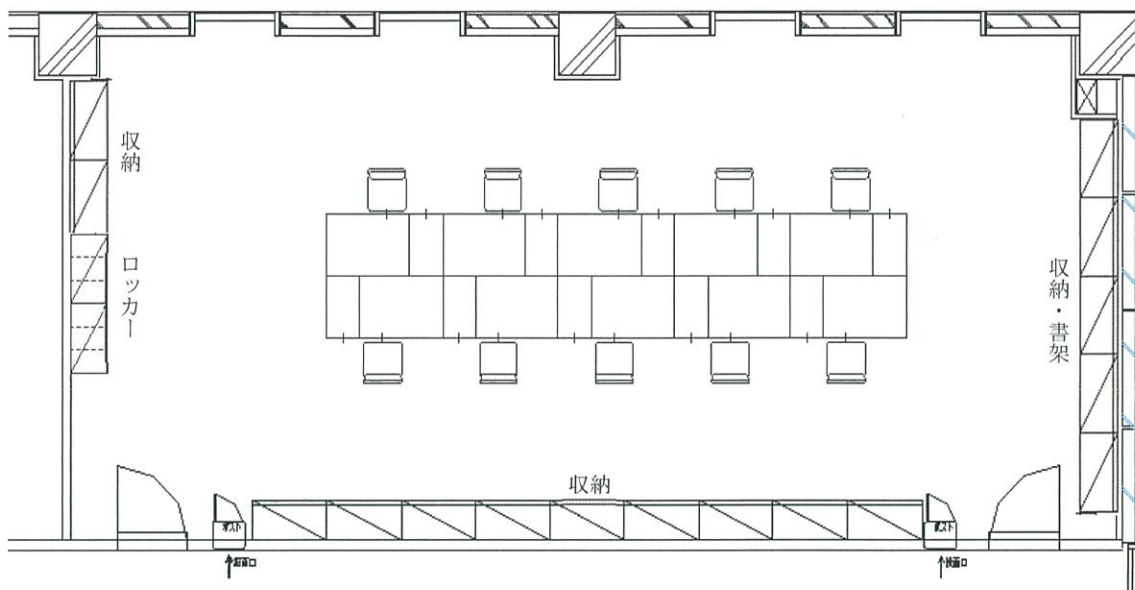
:養成する人材像に特に関係する授業科目

★:3年次で履修する科目



大学院生共同研究室の見取り図  
(動物看護学研究科動物看護学専攻 修士課程)

<大学院生共同研究室>  
南大沢2号館4階 (75.39㎡)



## 新規購入機器備品一覧

No	品名	数量	設置場所(予定)	備考
1	片袖机	10	2号館4階 大学院生共同研究室	
2	チェア	10		
3	両開保管庫	10		
4	3段キャビネット	10		
5	ワードローブ	2		
6	デスクトップパソコン	10		
7	複合機	1		
8	電話機	1		
9	高圧蒸気滅菌装置	1	1号館2階 125 多目的実験実習室	
10	回転式ホモジナイザー	1		
11	3Dプリンター	1		
12	超微量分光光度計	1	2号館1階 213 試料分析機器室	
13	生物顕微鏡	1		
14	顕微鏡用デジタルカメラ PCセット	1		

## ヤマザキ動物看護大学大学院 時間割 (案)

【前期】

曜日	年次	1時限 (9:10~10:40)			2時限 (10:50~12:20)			3時限 (13:10~14:40)			4時限 (14:50~16:20)			5時限 (16:30~18:00)		
		科目名	担当教員	教室	科目名	担当教員	教室	科目名	担当教員	教室	科目名	担当教員	教室	科目名	担当教員	教室
月	1				ヒトと動物の環境科学特論	植田・石川	322	生命倫理学特論	新島・加藤 山北	322						
	2	応用動物看護学演習Ⅱ (選)	岡崎・櫻井	346 (演習室4)												
火	1				動物愛護・福祉特論	菅野	322									
	2							応用動物人間関係学演習Ⅰ (選)	植田	346 (演習室4)						
水	1															
	2							応用動物人間関係学演習Ⅱ (選)	小黒・奥野 新島・茂木	346 (演習室4)						
木	1				動物人間関係学特論	山崎・小黒・奥野 新島・茂木・早田 小嶋 (篤)	322	動物人間関係学演習 (選)	小黒・奥野 新島・茂木	346 (演習室4)						
	2				応用動物看護学演習Ⅰ (選)	今村・梅村	346 (演習室4)									
金	1	動物看護学Ⅰ	今村・梅村 近藤	322	動物看護学Ⅱ	岡崎・櫻井 大島・小嶋 (佳)	322	動物看護学演習 (選)	今村・梅村 櫻井	346 (演習室4)						
	2															
土	1															
	2															

【後期】

曜日	年次	1時限 (9:10~10:40)			2時限 (10:50~12:20)			3時限 (13:10~14:40)			4時限 (14:50~16:20)			5時限 (16:30~18:00)		
		科目名	担当教員	教室	科目名	担当教員	教室	科目名	担当教員	教室	科目名	担当教員	教室	科目名	担当教員	教室
月	1															
	2															
火	1				動物看護教育特論	山崎・植田	322	応用動物人間関係学Ⅱ (選)	小黒・奥野 新島・茂木	322						
	2															
水	1				応用動物人間関係学Ⅰ (選)	植田	322									
	2															
木	1										応用動物看護学Ⅱ (選)	岡崎・櫻井	322			
	2															
金	1				応用動物看護学Ⅰ (選)	今村・梅村	322									
	2															
土	1															
	2															

その他履修科目 (科目名・開講期・担当教員・教室)

年次	科目名	開講期	担当教員	教室
1	研究方法論	前期	今村・梅村・櫻井・岡崎・植田・小黒・茂木・奥野・新島	各教員研究室等
1・2	特別研究	1年次後期 2年次通年	今村・梅村・岡崎・富田・植田・小黒・茂木・奥野・新島	各教員研究室等
2	インターンシップ	通年	梅村	322 ER八王子動物高度医療救命救急センター

種類	No	和/洋	タイトル	出版社	整備時期	備考
図書	1	和	意外に知らない、いまさら聞けない バイオ実験超基本Q&A 改訂版	羊土社	第1年次	
	2	和	異能の画家 伊藤若冲	新潮社	第1年次	
	3	和	看護教育学研究 発見・創造・証明の過程 第3版	医学書院	第1年次	
	4	和	実験医学増刊 Vol.32 No.20 今日から使える！データベース・ ウェブツール 達人になるための実践ガイド100	羊土社	第1年次	
	5	和	若冲ワンダーランド	MIHO MUSEUM	第1年次	
	6	和	初心者でもわかる！バイオインフォマティクス入門 ～やさしいUNIX操作から遺伝子・タンパク質解析まで	羊土社	第1年次	
	7	和	ジョン・グールドの「鳥類図譜」	玉川大学出版部	第1年次	
	8	和	成長と加齢	中山書店	開設前年度	電子書籍
	9	和	絶滅鳥ドードーを追い求めた男～空飛ぶ公爵、蜂須賀正氏1903-53	藤原書店	第1年次	
	10	和	動物殺しの民族誌	昭和堂	第1年次	
	11	和	動物の生理・生化学	中山書店	開設前年度	電子書籍
	12	和	日本美術の歴史	東京大学出版会	第1年次	
	13	和	ニワトリの科学	朝倉書店	開設前年度	電子書籍
	14	和	ブタの科学	朝倉書店	開設前年度	電子書籍
	15	和	ブラナリアたちの巧みな生殖戦略	裳華房	開設前年度	電子書籍
	16	和	文明の生態史観	中央公論社	第1年次	
	17	和	無敵のバイオテクニカルシリーズ 改訂 細胞培養入門ノート	羊土社	第1年次	
	18	和	無敵のバイオテクニカルシリーズ 改訂第3版 バイオ実験の進め かた	羊土社	第1年次	
	19	和	無敵のバイオテクニカルシリーズ 改訂第3版 遺伝子工学実験 ノート 上 ～DNA実験の基本をマスターする	羊土社	第1年次	
	20	和	無敵のバイオテクニカルシリーズ 改訂第3版 遺伝子工学実験 ノート 下 ～遺伝子の発現・機能を解析する	羊土社	第1年次	
	21	和	無敵のバイオテクニカルシリーズ 改訂第4版 タンパク質実験 ノート 上巻 ～タンパク質をとり出そう(抽出・精製・発現 編)	羊土社	第1年次	
	22	和	無敵のバイオテクニカルシリーズ 改訂第4版 タンパク質実験 ノート 下巻 ～タンパク質をしらべよう(機能解析編)	羊土社	第1年次	
	23	和	リーズナブル免疫生物学	中外医学社	開設前年度	電子書籍
	24	洋	Bacteriophages : Practical Applications for Nature's Biocontrol	Springer	開設前年度	電子書籍
	25	洋	Beyond One Health : From Recognition to Results '18	Wiley-Blackwell	第1年次	
	26	洋	Black's Student Veterinary Dictionary	Bloomsbury Information	開設前年度	電子書籍
	27	洋	Blackwell's Five-Minute Veterinary Practice Management Consult (3TH)	Wiley-Blackwell	第1年次	
	28	洋	Canine Lameness '20	Wiley-Blackwell	第1年次	
	29	洋	Canine Sports Medicine and Rehabilitation 2nd ed.	Wiley-Blackwell	第1年次	
	30	洋	Clinical Atlas of Canine and Feline Dermatology	Wiley-Blackwell	第1年次	
	31	洋	Common Clinical Presentations in Dogs and Cats '19	Wiley-Blackwell	第1年次	
	32	洋	Equine Genomics	Wiley-Blackwell	第1年次	
	33	洋	Ethnoveterinary Medicine:Present and Future Concepts '20	Springer International Publishing	第1年次	
	34	洋	Field Manual for Small Animal Medicine	Wiley-Blackwell	第1年次	
	35	洋	Fundamentals of Canine Neuroanatomy and Neurophysiology and ePUB Set '17	Wiley-Blackwell	第1年次	
	36	洋	King's Applied Anatomy of the Central Nervous System of Domestic Mammals 2nd ed.	Wiley-Blackwell	第1年次	
	37	洋	Medical Management of Wildlife Species :A Guide for Veterinary Practitioners '19	Wiley-Blackwell	第1年次	
	38	洋	Medical Mathematics and Dosage Calculations for Veterinary Technicians,3rd ed.	Wiley-Blackwell	第1年次	
	39	洋	Muller and Kirk's Small Animal Dermatology 8th ed	Saunders	第1年次	
	40	洋	Nutraceuticals in Veterinary Medicine '19	Springer International Publishing	第1年次	
	41	洋	Parasitic Protozoa of Farm Animals and Pets 1st ed.	Springer International Publishing	第1年次	
	42	洋	Recent Advances in Animal Virology '19	Springer Singapore	第1年次	
	43	洋	Small Animal Dental Equipment,Materials,and Techniques '19	Wiley-Blackwell	第1年次	
	44	洋	Small Animal Gastrointestinal Diseases (Blackwell's Five- minute Veterinary Consult Clinical Companion	Wiley-Blackwell	第1年次	
	45	洋	Small Animal Internal Medicine 6th ed.	Elsevier UK	第1年次	
	46	洋	Stress and Animal Welfare : Key Issues in the Biology of Humans and Other Animals (Animal Welfare 19)	Springer International Publishing	第1年次	
	47	洋	Tabby Cats	Checkerboard Library	第1年次	
	48	洋	The Coat Colors of Mice:A Model for Mammalian Gene Action and Interaction	Springer-Verlag New York	第1年次	
	49	洋	Veterinary Anesthetic and Monitoring Equipment '18	Wiley-Blackwell	第1年次	
	50	洋	Veterinary Hematology:Atlas of Common Domestic and Non- Domestic Species,3rd ed.	Wiley-Blackwell	第1年次	
	51	洋	Veterinary Psychopharmacology,2nd ed.'19	Wiley-Blackwell	第1年次	



種類	No	和/洋	タイトル	出版社	整備時期	備考
学術雑誌	1	和	グリーンエージ	一般財団法人 日本緑化センター	開設前年度	
	2	和	海洋と生物	生物研究社	開設前年度	
	3	洋	Animal Biology	Brill Academic Publishers	第1年次	Online
	4	洋	New Zealand Veterinary Journal	Taylor&Francis	第1年次	Online
	5	洋	Journal of Medical Entomology	Oxford University Press	第1年次	Online
	6	洋	Journal of Ornithology	Springer Nature	開設前年度	Online
	7	洋	Veterinary Pathology	Sage Journal	開設前年度	Online
電子ジャーナル等	1	-	JdreamⅢ		開設前年度	
	2	-	Project Muse Basic Research Collection		開設前年度	
	3	-	Springer Link Value Collection		開設前年度	

基礎となる学部との関係の科目と大学院の科目との関連図

：大学院専門科目の動物看護学領域と関係性のある科目  
 ：大学院専門科目の動物人間関係学領域と関係性のある科目

基礎となる学部の科目（ヤマザキ動物看護大学動物看護学部）

※1 看護:動物看護学専攻 関係:動物人間関係学専攻

専攻	区分	分野	科目名称	看護※1	関係※1	必/選	大学院専門科目との関係
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物薬理学	必	—	—	—
			動物病理学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物臨床看護学(内科)実習	必	—	—	—
			動物臨床看護学(外科)実習	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物臨床看護学(総合)実習	必	—	—	—
			動物臨床検査実習	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	特殊検査	必	—	—	—
			動物医療機器	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物口腔ケア論	必	—	—	—
			動物口腔ケア実習	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物生理学	必	—	—	—
			微生物学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	血液学	必	—	—	—
			小動物放射線学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	小動物臨床検査学	必	—	—	—
			リハビリテーション論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物リハビリテーション論	必	—	—	—
			動物リハビリテーション実習	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物病院実習	必	—	—	—
			高輪動物看護学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物自然療法論	必	—	—	—
			在宅・訪問動物看護論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	生命科学概論	必	—	—	—
			動物看護学概論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物人間関係学概論	必	—	—	—
			動物人間関係学概論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物人間関係学概論	必	—	—	—
			動物人間関係学概論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物生理学	必	—	—	—
			解剖・生理実習	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物生理学	必	—	—	—
			動物行動学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物遺伝学	必	—	—	—
			動物臨床看護学(基礎)	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物臨床看護学(基礎)実習	必	—	—	—
			動物臨床看護学(内科)	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物臨床看護学(外科)	必	—	—	—
			動物臨床検査学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	ヒトと動物の共通感染症	必	—	—	—
			寄生虫学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物臨床繁殖学	必	—	—	—
			小動物繁殖学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	コンパニアニーマルガタ(グルーミング)論	必	—	—	—
			コンパニアニーマルガタ(グルーミング)実習	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	コンパニアニーマルガタ(グルーミング)実習	必	—	—	—
			コンパニアニーマルガタ(グルーミング)実習	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	イヌの特性論	必	—	—	—
			シロントロージとドッグウォーキング	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	ネコの特性論	必	—	—	—
			コンパニオニオンの特性論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	実験動物学	必	—	—	—
			生物統計学	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物愛護・福祉と関連法規	必	—	—	—
			ヘルソロス論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	サイエンスイングリッシュ	必	—	—	—
			実用英語	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	アドバンストイングリッシュ	必	—	—	—
			研究法	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	卒業論文	必	—	—	—
			動物文化論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物文化論	必	—	—	—
			アニマルアシスタッドセラピー論	必	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	ヒトと動物の関係学	—	—	—	—
			社会福祉論	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	臨床心理学	—	—	—	—
			心理学	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	子ども福祉と心理ケア	—	—	—	—
			高齢者福祉と心理ケア	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	働かざる者福祉と心理ケア	—	—	—	—
			アニマルアシスタッドセラピー実習	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	アシスタッドセラピー論	—	—	—	—
			アシスタッドセラピー実習	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	アシスタッドセラピー実習	—	—	—	—
			アシスタッドセラピー実習	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	作信動物看護・養護学	—	—	—	—
			動物飼育管理論	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物飼育管理実習	—	—	—	—
			作信動物行動学	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	作信動物行動学	—	—	—	—
			コンパニオニオンの行動学	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	コンパニオニオンの行動学	—	—	—	—
			コンパニオニオンの行動学	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	コンパニオニオンの行動学	—	—	—	—
			コンパニオニオンの行動学	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	保全生物学	—	—	—	—
			産業動物学	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	野生動物学	—	—	—	—
			バイオテクノロジー	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物災害・危機管理	—	—	—	—
			ペットビジネス起業論	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	簿記基礎	—	—	—	—
			動物とアート	—	—	—	—
動物看護学専攻科目	専門教育科目	専門基礎科目	動物文化人類学	—	—	—	—
			動物文化人類学	—	—	—	—

※教養教育科目26科目及び専門教育科目の総合科目7科目は省略した

ヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科の科目

科目名称	基礎科目		大学院専門科目との関係	
	科目名称	必/選	科目名称	必/選
生命倫理学特論	動物愛護・福祉特論	必	動物看護学特論	必
動物愛護・福祉特論	動物看護学 I	必	動物看護学特論	選
動物看護学 I	動物看護学 II	必	動物看護学特論	選
動物看護学 II	動物看護学演習 I	選	動物人間関係学特論	必
動物看護学演習 I	動物看護学演習 II	選	動物人間関係学演習	選
動物看護学演習 II	動物人間関係学特論	必	ヒトと動物の環境科学特論	必
動物人間関係学特論	動物人間関係学演習	選	動物看護教育特論	必
動物人間関係学演習	ヒトと動物の環境科学特論	必	研究学方法論	必
ヒトと動物の環境科学特論	動物看護教育特論	必		
動物看護教育特論	研究学方法論	必		

科目名称	専門科目		区分
	科目名称	必/選	
応用動物看護学 I	動物看護学 I	選	動物看護学領域
応用動物看護学演習 I	動物看護学 I	選	動物看護学領域
応用動物看護学 II	動物看護学 II	選	動物看護学領域
応用動物看護学演習 II	動物看護学 II	選	動物看護学領域
応用動物人間関係学 I	動物人間関係学 I	選	動物人間関係学領域
応用動物人間関係学演習 I	動物人間関係学 I	選	動物人間関係学領域
応用動物人間関係学 II	動物人間関係学 II	選	動物人間関係学領域
応用動物人間関係学演習 II	動物人間関係学 II	選	動物人間関係学領域
インターンシップ		選	インターンシップ
特別研究		必	特別研究